

**1 地域の中核機関として果たすべき役割について**

障害のある、あるいはその疑いのある乳幼児から学童前期の子どもまで、相談、診断、指導を担っていきます。主に担当区である磯子、金沢区の関連諸機関との連携を重視していきます。

- (1) 各区の福祉保健センターとの連携を行います。4ヶ月健診、1才半健診、3才健診で発達上の遅れや行動上の問題がある子どもを、適切な時期にセンター受診につなげていきます。
- (2) 地域との連携を行います。幼稚園、保育所、学校、訓練会、地域活動ホーム、児童相談所など関係諸機関と密接な連携を取り、発達障害への多面的な支援を行います。特に幼稚園、保育所への巡回訪問が、地域とのネットワークを充実させます。
- (3) 学校との連携を行います。コンサルテーションや講演、また個別の相談に対応します。
- (4) 地域の医療施設との連携を行います。重度の身体障害や合併症のある子どもの医療ケアの実施状況に合わせて、適切な療育支援を行います。

**2 センターの支援の専門性、総合性の確保について****(1) 専門性**

- ・ 発達障害を専門とする児童精神科医（所長・常勤）が診療所長兼務で診療部門を統括しています。非常勤の児童精神科医6名、小児神経科医1名、リハビリテーション科医2名、耳鼻咽喉科医1名が、初診、再診を担当する体制です。他に摂食外来担当の歯科医師2名が診療しています。
- ・ 評価と訓練は、心理士6名、非常勤心理士3名、言語聴覚士3名、非常勤言語聴覚士1名、理学療法士2名、非常勤理学療法士3名、作業療法士3名が担当します。また、外来診療業務に加えて通園療育および早期療育を利用される方々の健康管理を看護師3名、非常勤看護師2名が、脳波検査をはじめとする種々の検査を臨床検査技師1名が担当しています。
- ・ 通園と早期療育グループを担当する保育士・児童指導員27名は療育指導の専門職として日常業務を担っています。また、給食と栄養指導を担当する栄養士が勤務しています。早期療育グループには専属の心理士が1名配置されており、評価や勉強会、相談など行っています。
- ・ 福祉相談室のソーシャルワーカー4名は磯子、金沢区を3名で地域別に担当し、きめ細やかなケースワークを実施しています。学校支援事業担当の2名も合わせて、地域支援課長が統轄する体制です。

**(2) 総合性**

- ・ 新規利用者は相談部門であらかじめインテークが行われ、初診前に利用可能なサービス（広場事業・個別心理相談・学習室）を実施しています。診療部門での診察を経てから種々の支援を受けます。各々の診察医の指示に基づいて評価が行われ、その後、新患ケース会議（所長を含む評価に関係した職員）にて支援計画が検討されます。そこでの決定に基づいて、利用者に支援計画を提示します。
- ・ 支援が順調に実施されているかは年に数回予定されている診療でモニターされます。原則主治医制ですが、所長はすべての利用者の経過について把握しています。
- ・ 通園療育を開始する場合は、関係する職員が出席する評価会議で、その必要性を多方面から検討したうえで利用者に通園療育を勧めます。全ての利用者に個別支援計画を作成し、移行支援に役立てています。
- ・ 初診からその後の支援に連続性と総合性を持たせるために、各利用者には担当のソーシャルワーカーがケースワークを行っています。専門職の総合性を主として担うのが、福祉相談室になります。

### 3 センター運営に関する現状の主要課題について

- (1) 令和4年度の新規利用申し込みは約637名と増加の一途をたどっています。その大部分は知的に高い発達障害児であり、通園の対象とはなりません。しかし知的に高くても集団適応に困難を生じることが多く、親の認識を促すためにも、早期の初期療育が必要であり、内容にも一層の充実が求められます。
- (2) 共働き世帯の増加をはじめ、養育支援、家庭の事情等により、様々な理由で併行通園のニーズが高まっており、いわゆる定員を上回る申し込み状況が続いています。
- (3) センターの大きな役割の一つとして、利用児が通う幼稚園、保育所と連携を取り、専門的な療育のノウハウを分かりやすく伝えることや、相談には至っていないが発達面に心配を抱えた子どもとその家族に対し、療育的な工夫を子育てに取り入れる手立てを伝える事が、子どもたちの地域での生活を支援し、真のノーマライゼーションを生み出す原動力になると思います。

### 4 今後のセンター運営の基本的な考え方、センターとして重点的に取り組む事項について

- (1) 障害児の早期発見・早期療育につとめるため、効率的で柔軟な外来運営を行います。  
申し込みから速やかにサービスを提供できるように、一次支援（初診前でも利用可能なサービス）の充実を図り、所内スタッフの情報共有や連携を密に行い、途切れのない相談体制の構築を行います。
- (2) 集団療育の利用は幼児期に限られています。できるだけ多くの利用者に提供できるよう、療育システムを検討します。通園部門だけではなく、早期療育や児童デイを含め、利用者ニーズの確認と検討を行います。
- (3) 地域との連携をより一層深め、地域で障害を持った子供と家族が住みよい環境作りを目指します。  
保育所・幼稚園をはじめ地域の児童発達支援事業所等への支援・連携が重要になっています。地域機関のニーズに合わせながら具体的な支援と相互理解を深めることでの関係づくりを進めていきます。又、地域活動ホームや地域ケアプラザ、子育て支援拠点との連携も行っていきます。

### 5 その他（セールスポイント等）※記載は任意

- (1) 南部センターでは、早期に（2歳児、3歳児を中心）療育グループに参加できる仕組みを作り、30年にわたり実施してきました。ここでいう早期療育とは遊びや勉強会を通じて子どもの発達上の問題に対する気づきを促し、特性に即した対応の仕方を学ぶことで養育への支援を行い、最終的には進路指導へと繋げていく一連の流れのことを言います。早めの対応により、集団適応を促し、将来的な不登校やひきこもりの予防となるよう努めています。
- (2) 横浜市の療育センターの中で一番古く、38年の歴史があります。そのため地域との繋がりも強く、早期療育グループから地域にでていく子どもが大半で、地域の幼稚園、保育所に受け入れられています。巡回訪問、研修会等により連携を深めています。
- (3) 老朽化により施設の補修箇所が多いことから、横浜市子ども青少年局と相談して計画的に施設改修を実施していきます。また、今後も施設の営繕、環境改善に取り組み、利用者へのサービス向上に努めていきます。

※ 本様式（A4判両面）1枚で作成してください。

※ センターのあり方検討を踏まえた利用の流れの見直し（初期支援体制の整備等）についても、記載すべきことがあれば併せて記入してください。

**1 職員の人材育成・研修に関する現状の課題、更に充実を図るべき事項について**

- (1) 職員ニーズに合わせた研修の充実。
- (2) 「卓越した人間力を育てる仕組みづくり」の検討。
- (3) 階層別研修（新人・中堅・ベテラン）の更なる充実。
- (4) スーパーバイザー（相談できる、支えあえる）システム作りの検討。

**2 今後の人材育成・研修に関する考え方、課題等をふまえて重点的に取り組む事項について**

**(1) センターとしての取り組みについて**

①全体研修

療育センター職員として、感受性を豊かにすること、多様な価値観を受け入れられること、自己覚知などの人間性を磨くことを目指します。これまで「療育センター職員に求められるもの」、「自分を見つめよう」、「卓越した人間力を育てる仕組みづくりから考える」をテーマに年1回、実施してきました。今後も人間性を育てる研修として、続けていきたいと思えます。

②職務（役割）別研修

法人全体での階級別研修も設けられておりますが、所内でも経験年数に応じて担う役割があると考え、その役割に応じた研修システムを作ることが必要であると考えています。新人研修は、初年度から3年以内に必要な講座を受けられるよう業務調整を行っています。中堅研修は4～6年目の職員を対象に行い、主体的に業務に取り組む力の獲得を目的に年度毎にテーマを設けて実施しています。平成26年度からは職員の半数以上を占めるベテラン職員への研修を設けています。

今後もすべての職員に学ぶ機会を設け、研修の充実を図ります。

③専門（各科）研修

専門職としての知識を身につけ、確かな技術・技能を習得することを目指します。法人の5療育センターで「専門部会」を結成し、より多くの職員との情報交換を目指すとともに、事例検討や互いの取組を共有し、より一層の技術の向上を目指します。

また、専門性を高め、日々の支援に活かせるよう、外部研修や関係機関の見学研修等を積極的に行っています。昨今ではオンライン研修も充実しており、職員一人ひとりが受けられる研修を上司と相談しながら学ぶ機会を作ります。

### 1 診療に関する現状の課題について

- ・ 子ども年代の人口は減少し続けているにもかかわらず、診療の需要は増加しています。一方で児童精神科医の数は少数であり、どの医療機関もその確保に汲々とし、当センターも例外ではありません。非常勤医師の安定確保を試みっていますが、様々なご事情からやむなく退職される方もあり、診療医はますます減少する現状にあります。その状況下で、診察希望の数は増加しており、結果的に申し込みから初診までの所要期間が長期化する要因の一つとなっています。
- ・ 診療部門は診断を下せば済むというのではなく、当事者たちが出会う局面で生じる動揺への対応や家族の養育相談、薬物療法、時には保護者のメンタルヘルスの支援なども必要となります。結果的に初診の増加は、当然に再診の増加をもたらします。
- ・ 加えて、本来であれば他の医療機関が担当していてもおかしくはない情緒的な問題や不登校などを主訴とする子どもも、比較的混雑していないと評される当センターへの受診を希望して来院されるなど、診察枠の確保が、喫緊の課題となっています。また、特に学齢児のニーズの広がりにより、指導科や訓練科にも新たな対応が必要となっています。

### 2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

- ・ こうした需要の高まりに応じる方策は、①診療枠の効率運用を図る、②診療機能の一部を分散する、といった2点に尽きると考えます。
- ・ 受診の申し込みが、主に家族の苦悩の高まりにより発生することを考えれば、診察の開始は当然に早ければ早いほど良いと考えます。現状のような受診待ちの長期化は介入の遅れにとどまらず、先行きの見えない状況に置かれた家族の疲弊が高まることを意味しており、遅くとも申し込みから2カ月以内の初診は確保されるべきと考えています。
- ・ 初診枠を多く設定することは、再診枠がその分少なくなることを意味しますが、当センターでは予想されるニーズとそれに見合う診察時間の推測（特に再診について）を精微にし、診察枠を弾力的に運用することで対応を図っており、そのために過去の診療内容や経過の振り返りを検証しています。
- ・ 診療には多岐の要素が含まれ、症候の同定や短期予後の予測、検査結果の解釈や診断、投薬などは医師が専門的に行う行為ですが、ほかにも経過の確認や非特異的な養育相談、心理教育、精神療法なども含まれ、これらの行為は他職種でも同じ領域に対して別の角度からの専門的なアプローチが存在することがあります。複数の職種がそれぞれの視点で支援を行うことは、視座の変換などで有利な面があります。このような領域について他職種による個別的関与を継続するとともに、これまでの支援内容の振り返りや検証と、それを生かした技術の洗練を続けます。

### 3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

発達の支障に加えて、情緒的側面へのアプローチにストロングポイントを考えています。また、家族自身の精神疾患などの既往は多く、そこへの着目と把握、それに基づく全職種の対応も強みであります。

(様式 15)

事業計画書（児童発達支援センター（通園部門）  
の運営）

センター名

南部地域療育センター

## 1 児童発達支援センター（通園部門）の運営に関する現状の課題について

### （１）併行通園児の増加への取組

併行通園クラスは定員を増やし、巡回訪問の回数も増えていきます。療育の質を維持しながらの対応であり、巡回訪問は厳しい体制の中で対応しています。また、親子通園（定員 54 名）も 9 割が併行通園児で、担任による巡回訪問は保護者や園からの高いニーズがありますが、現状ですべてに対応することは困難な状況です。

### （２）学校との連携について

引継ぎの希望は年々増加しています。限られた回数だけでは不十分で、学校支援担当職員と協力して対応することが望ましいと考えています。通園課職員も学校現場を知り、幼児期の支援に役立てることがスキル向上にも繋がりますが、現状の通園業務を維持・継続する中では、場の提供が確保できていません。

### （３）医療ケア児や食物アレルギー児、宗教など多様化するニーズへの対応

医療対応委員会を中心に、マニュアルを整備しましたが、個別的な様々な事情に対して、より迅速且つ丁寧な対応が求められます。マニュアルを基に個別的に対応できるよう、知識を深め、安全な療育を提供できるためには学び、経験するための時間を要します。

### （４）マンパワーの確保と人材育成

中重度の知的障害児だけではなく、行動障害、医療ケア等、様々な支援を必要としている子どもが増加しています。上述のように地域支援の拡充、対人援助技術の向上も含め、研修や育成が不可欠です。しかし、昨今の人材不足、業務量の増大等で十分に対応できていません。

## 2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

（１）親子通園及び併行通園クラスは合計 90 名の定員です。すべてのケースに担任職員による巡回訪問を実施することは厳しい状況ですが、高まるニーズについて月 2 回行われるプロジェクトで検討を重ねます。通園課だけではなく、所内のサービスの見直しや新たな事業の立ち上げ等も合わせて検討します。

（２）教育現場を知るための研修を計画的に実施します。引継ぎだけではなく、学校支援訪問の同行や担任職員以外の職員が出向く機会を検討します。知識を深めた上で、日々の療育を見直し、就学に向けて必要な支援を検討します。

（３）医療対応委員会で適宜報告するよう所内で周知し、十分に検討の時間を設けられるよう仕組みの変更を行います。必要な場合は医療職を含めた会議を行い、支援の方向性や保護者への伝え方について共有します。

（４）安心安全な療育を新年度から実施できるよう、マンパワーの確保に努めます。その上で、スキルアップのための研修を計画的に実施します。

## 3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

（１）保護者プログラムの充実だけではなく、保護者に寄り添い、必要な支援を速やかに行います。

（２）弟妹預かり事業はニーズが高い事業です。父母の会とボランティアと協力して実施しています。

（３）ヒヤリハット報告を速やかに行い、安心安全な療育を行います。

（４）父母の会の役員会への参加や、園長懇談会を実施し、利用者からの意見を直接伺う機会を作っています。

※本様式（A 4 判片面）1 枚で作成してください。

(様式 16)

事業計画書（児童発達支援事業所の運営  
（発達障害児通所支援））

センター名

南部地域療育センター

**1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援）に関する現状の課題について**

**(1) 物理的構造と南部センター本体から離れている事の問題点について**

指導室が2フロアにまたがり、且つ外部階段を使用するため、安全な管理や把握に留意しながら活用しています。場所が南部センターと離れている為、日常の療育に関する情報共有や非常時の対応等に備え、ソフト・ハード両面でのシステム化を検討していきたいと思っております。

**(2) 療育内容の妥当性について**

基本的には従来同様、個別支援計画に基づきグループ療育を提供することには変わりはありませんが、常内容の見直しや振り返り、個々の障害特性に合わせた関わりができていないか等を確認しています。TEACCH、感覚統合療法、ABA、SST等の理念や手法を取り入れながら、柔軟に対応していくことが必要と考えています。

**(3) センター全体のサービスの中での役割について**

知的障害を伴わない利用者が増加しニーズが多様化していく中、児童発達事業所としての役割の見直し、拡充をしていく必要性を感じています。

**(4) 人材育成に関して**

直接療育に関わる上記業務以外にも、保護者への情報提供や相談業務が多く、センター全体での新人研修等に加えて個別のスキルを備えた人材を育成する期間が別途必要です。

**2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について**

(1) 移動時は階段に職員を配置し安全把握に努めます。また、暗証番号による施錠を各フロアの玄関扉に取り付け、職員不在時の安全管理も図っていきます。南部センターとは定期的に職員が往来し、会議や書面等で現状報告や情報の共有化を行っていきます。

(2) 他療育センター同部署の取り組みを参考にしつつ、小学校での指導の実態、学齢期の子どもの成長や問題点を整理しながら、幼児期により良いプログラムを提供できるよう努めます。また、夏季の小学校1年生同窓会の開催を通じて、幼児期の療育で有効だったものや妥当だったもの等を抽出し、利用者の支援に活かしていきたいと考えています。

(3) 状況に合わせて利用定員の見直しの検討やセンター全体で必要なサービスについて積極的に検討し、他部門とも協議しながら進めていきます。

(4) 発達障害、対人援助、チームアプローチ等人材育成に関する内部研修や専門部会研修を充実させ、また、外部研修への積極的参加を行っています。幼稚園、保育所等への訪問、保護者面談などはサポートを手厚くして、関係機関や保護者の方へのサービスの質を担保しながら育成を行っていきます。

**3 その他（セールスポイント等）※記載は任意**

(1) 小1同窓会（前年度の保護者・子ども達をクラス毎に、懇談会や近況含めた情報交換）の実施

(2) 幼稚園・保育所との連携（クラス担任が全園訪問、幼稚園・保育所からの見学者受け入れ）

(3) 保護者への勉強会、相談対応（年6回の勉強会の他、保育参観・家族参観の実施、連絡シートでのやりとり、面談日以外でも就学相談や就園先での悩み等に随時応じて面談を確保）

(4) 他部門との連携（作業療法士による勉強会や運動プログラム・姿勢保持の評価、職員へのアドバイス等）

(5) 就学先の小学校への引継ぎ（令和4年度は5校10名に実施）

※本様式（A4判片面）1枚で作成してください。

1 地域支援（地域関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する現状の課題について

（1）幼稚園・保育所への支援

- ・ 園の希望に沿う形で実施しており、1回の訪問での相談件数の増加、保育園数の増加により複数人での訪問や複数回に分散して対応していますが、時期によっては業務が集中します。
- ・ 地域の児童発達支援事業所による訪問や当センターでの集団療育職員や保育所等訪問支援による専門職の訪問など複数の支援の仕組みがあり、園や利用者に混乱を生じさせる恐れがあります。

（2）保育所等訪問支援

- ・ 対象児を主に運動障害の子どもとしていましたが、知的発達の遅れが中重度の子どもも含めて実施する必要性を感じ、現在取り組みを始めています。

（3）学校への支援

- ・ 個別ケースの訪問は地区担当ソーシャルワーカーが行い、学校支援事業と連携して保護者や学校のニーズに対応していますが、相談内容に不登校や養育上の支援等も含まれるなど職員のスキルアップが必要です。
- ・ 学齢児の申し込みが増加傾向にあるため連携を図るための所内サービスの充実、新入学児の引継ぎに関しては現状の連携を継続していく必要性があります。

（4）その他の関係機関支援

- ・ 福祉保健センター、児童相談所、地域活動ホーム等の関係機関との連携は継続して行うとともに、子育て支援拠点をはじめとした子育て関係機関との連携や講座等での発達障害の啓発等をしていく必要性を感じています。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

（1）幼稚園、保育所への支援

- ・ 発達障害の基本的な知識や関りの工夫を共有するための講座（子どもの発達支援セミナー）を土台に、個々の子どもへの対応を検討する巡回訪問、各園のニーズにこたえる形での研修を実施し、幼稚園、保育所における新任の先生方向けの基礎研修やスキルアップ研修などに位置付けていきたいと考えています。
- ・ 巡回訪問に関しては、園のニーズに応じる形で人材育成も含めて支援体制を整備していきます。  
また、訪問の仕組みについては、園長会での説明や文書による周知を継続して行い、利用者に対しても丁寧な説明をしていきます。

（2）保育所等訪問支援

- ・ 令和5年度から肢体不自由のお子さんに加えて、中重度の知的発達の遅れのあるお子さんを保育所等訪問支援の対象としています。ソーシャルワーカーは対象児の選定とコーディネート業務を行い、訪問支援は外来スタッフが担います。今後ソーシャルワーカー以外の療育センタースタッフが地域に出て、連携を深めていく場を増やしていきます（令和5年度は13名の契約）。

### (3) 学校支援事業

- ・ ソーシャルワーカーが中心となり訪問して、多岐にわたる相談をお受けしています。相談内容に応じて心理士も支援にあたり、コンサルテーションや研修講師を担っています。又、外来利用児や集団療育利用児の新入園児の引継ぎを専任会や訪問時に周知して、希望のあった学校との連携を深めていきます。

### (4) その他の関係機関支援

- ・ 子育て支援拠点の役割が広がり、地域の障害を持った子どもとその家族の支援を行うプログラムを実施しています。事業協力をを行い、療育センターの利用に至る前の親子に対しても支援を行います。令和5年度から子育て支援拠点と地域活動ホームの共催事業に協力参加することを予定しています。又、子育て支援に携わる地域の支援者に向けて研修を実施する等間接的な支援を図り連携を深めていきます。

## 3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

- (1) 幼稚園、保育所の先生方向けのセミナーの対象を地域の子育て支援者、民間の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所等に拡充して取組んでいます。

また、オンラインの配信を継続すると共に会場で実際の事例について検討するフォローアップ研修等を実施していく事を予定しています。

その他、令和4年度は福祉保健センター親子教室や訓練会での保護者向け研修、幼稚園保育所の先生方向け研修、地域ボランティア研修、見学等の受け入れで計8回131名の方に対応しました。

- (2) 磯子区子育て支援拠点と地域活動ホームの連携事業に協力だけでなく、新型コロナウイルスまん延以前に実施していた地域の支援者向けの研修や地域イベントの参画に積極的に取り組んでいます。

**1 相談支援（相談業務）に関する現状の課題について****（1）インテーク面接**

2週間以内の面談を目標に設定していますが、巡回訪問等の事業が集中する時期になると3週間程度の期間を要する場合があります。

**（2）一次支援事業**

広場事業と心理個別相談に関しては、令和6年度に向けて内容や導入方法の再確認、所内での情報共有のシステムの構築を行う必要があります。

**（3）その他**

ひとり親家庭や共働き家庭、養育上の支援の必要な家庭が増加して、家族支援の視点がより重要となってきました。外国籍の方の相談も増えた事で保護者とのコミュニケーションが取りにくい方も増えてきています。申し込みからサービス提供までの期間が長期化するケースもいる為、相談初期段階での支援の充実が必要になっています。

**2 今後の相談支援（相談業務）の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について****（1）インテーク面接**

インテーク面接を速やかに実施できるように、人材育成も含めて体制整備を行います。初診までの期間が1カ月以内になる事もあるため、状況に合わせて電話でのインテーク後速やかに初診を案内する等柔軟な対応を行います。学齢児に対してもインテーク面接を行い初期の相談を充実させていきます。

**（2）一次支援事業**

広場事業、個別心理相談に関しては令和6年度からの運営に向けて、保護者向け勉強会や支援内容の充実、実施場所の検討、切れ目ない支援のための情報共有のシステム構築をしていきます。学齢児についても保護者の希望に応じてインテーク面接を行い、学校支援事業を担うソーシャルワーカーが必要性に応じて初期面談を行い、学校と保護者の関係性の調整や保護者の気持ちの受け止め、子どもの状態を理解して具体的な対応方法に取り組むための相談の場を設けます。

**（3）その他**

センター全体で家族の状況に合わせたサービスメニュー（低頻度療育グループ・一次支援事業を活用した柔軟な相談の場など）を引き続き検討していきます。所内の関係者の情報共有と福祉保健センターや児童相談所との連携を常に心がけて支援を行います。外国籍の保護者には通訳の派遣やオンラインでの通訳、通訳ツールを活用して支援を行います。

**3 障害児相談支援に関する現状の課題について**

通園利用定員の拡大と保育所等訪問支援事業利用者が加わり、対象者は増加しています。当センターサービスと併用して他の児童発達支援事業所等を利用する方も増加している為計画相談が煩雑になっています。

**4 今後の障害児相談支援の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について**

事務職員の配置をすることで所内での役割分担を明確にして、利用者が適切にサービス利用できるように相談支援の充実を図ります。他の民間事業所との状況把握と連携を深める事で適切な情報提供を行います。

**5 その他（セールスポイント等）※記載は任意**

平成27年度から実施している広場事業の実績を生かして、一次支援の充実を図っていきます。

（令和6年度以降に、センターにおいて独自に取り組む予定の自主事業等（地域ニーズ対応事業を含む）がある場合は記載してください。） ※記載は任意

## 1 自主事業等の概要及びその基本的考え方について

### （1）こぐまくらぶ

近年の待機児増加により、早期療育科での集団療育開始までの内部待機期間が数か月から1年近くに及ぶなど、初診後の療育サービスを提供できない状況が続いており、早期発見・早期療育の観点からは、継続的な対処が必要と考えられる。そこで、集団療育開始前に家族が発達障害を有する子どもに必要なコミュニケーション・スキルを家庭内で教えられるようになる（家庭療育）ための個別指導をこれまで同様に行いたいと考えています。

### （2）「学齢児ケースへのフォローアッププログラムの導入」（地域ニーズ対応事業）

学齢児の評価の待機を作らないこと、検査報告を主としたフィードバック面接を発展させ、限られた時間とマンパワーでより良質な療育を提供していくことを目指すために、評価を含めた学齢期のフォローアッププログラムを導入しています。

今後も学齢児の評価待機はなくし、フォローアッププログラムの内容の吟味を重ねながら継続することに加えて、学齢小グループに関しては療育センターでの学齢支援として何が求められ、何ができるのかといった検討にも繋がることと考え、小グループ活動を行いたいと考えています。

## 2 自主事業等の具体的な内容（実施時期・頻度、対象者、担当職員、経費・財源等）について

### （1）こぐまくらぶ

- ①実施時期・頻度…月2回開催
- ②対象者…早期療育グループまでの待機期間が長期化する1歳児及び初診時に言語未獲得と思われる2歳児
- ③担当職員…臨床心理士2名（内1名は非常勤職員）
- ④経費・財源等…週2日の非常勤職員年間雇用費等2,290,000円・法人負担

### （2）「学齢児ケースへのフォローアッププログラムの導入」（地域ニーズ対応事業）

- ①実施時期・頻度…通年、月24ケースの面接
- ②対象者…学齢児
- ③担当職員…臨床心理士2名（内1名は非常勤職員）
- ④経費・財源等…週2日の非常勤職員年間雇用費1,930,000円・横浜市事業予算より支出

(様式21)

センター名 横浜市南部地域療育センター

### 収支計画書(収支見込)

#### 1 令和6年度から令和10年度までの収支見込

(千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備考
収 入	市からの指定管理料	474,372	480,305	485,924	491,023	496,462	
	診療所収入	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	児童発達支援等収入	127,733	127,733	127,733	127,733	127,733	障害児相談支援、保育所等訪問支援の収入を含む
	その他収入	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180	
	計	664,285	670,218	675,837	680,936	686,375	
支 出	人件費	527,105	533,038	538,657	543,756	549,195	
	事業費	14,076	14,076	14,076	14,076	14,076	
	管理費	88,218	88,218	88,218	88,218	88,218	
	事務費等	14,189	14,189	14,189	14,189	14,189	
	計	643,588	649,521	655,140	660,239	665,678	
差引(剰余金)		20,697	20,697	20,697	20,697	20,697	

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

#### 2 経費節減に関する取組について

・人件費については、人事考課制度の運用により、各職員の能力の向上を図り、それぞれの評価を基にした昇給を行います。また、時間外手当の低減など、人件費の増大に歯止めをかけるために業務遂行のあり方を見直します。  
・管理費、事務費等については、職員に対して節電等の啓発を行い、光熱水費の増大を抑制します。  
封筒や事務用品について複数事業所での一括発注を行い、費用の低減を図ります。  
高額な物品更新等にはリース契約を活用し、単年度の経費支出を抑制します。  
令和4年度に開所38年を迎えており、設備や建物などの老朽化に対し、大規模な修繕へ発展しないよう、小破修繕を計画的に実施します。

#### 3 その他(補足説明等) ※記載は任意

・事業収入については、設定枠数等もほぼ上限に達しており、制度改正等により単位数や給付費単価の変更が行われな限りは増減はないものとして算定しています。

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

## 収支計画書年度別内訳(令和6年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	474,372	
	診療所収入	60,000	令和5年度予算額
	児童発達支援等収入	127,733	
	その他収入	2,180	
	計	664,285	
支 出	人件費	527,105	
	常勤職員人件費	484,505	令和5年度予算を基に、昇給と法定福利費等の増加分を見込んで算出
	非常勤医師人件費	21,000	令和5年度予算額(横浜市積算額通り)
	非常勤職員人件費	21,600	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	14,076	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	88,218	
	光熱水費、電話代、燃料費	13,996	令和5年度予算額
	建物、設備等保守点検委託費	16,029	令和5年度予算額
	建物、設備等修繕料	11,967	令和5年度予算額
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	35,315	東洋観光(株)、シダックスフードサービス(株)
	その他物品リース料等	10,911	令和5年度予算額
	事務費等	14,189	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	643,588	
	差 引 (剰余金)	20,697	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)  
 ・人件費については、令和5年度を基準として、人事考課制度の運用による昇給の上昇分と、社会保険料等の上昇分を加味して各年度ごとに、若干の増額を見込んでいます。  
 ・児童発達支援等収入は、各年度の職員体制・利用者定員・加算等に変更がないものと見込み、同額を計上しています。

- ※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。  
 ※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。  
 ※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

## 収支計画書年度別内訳(令和7年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	480,305	
	診療所収入	60,000	令和5年度予算額
	児童発達支援等収入	127,733	
	その他収入	2,180	
	計	670,218	
支 出	人件費	533,038	
	常勤職員人件費	490,438	令和6年度予算を基に、昇給と法定福利費等の増加分を見込んで算出
	非常勤医師人件費	21,000	令和5年度予算額(横浜市積算額通り)
	非常勤職員人件費	21,600	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	14,076	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	88,218	
	光熱水費、電話代、燃料費	13,996	令和5年度予算額
	建物、設備等保守点検委託費	16,029	令和5年度予算額
	建物、設備等修繕料	11,967	令和5年度予算額
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	35,315	東洋観光(株)、シダックスフードサービス(株)
	その他物品リース料等	10,911	令和5年度予算額
	事務費等	14,189	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	649,521	
差 引 (剰余金)		20,697	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)  
 ・人件費については、令和6年度を基準として、人事考課制度の運用による昇給の上昇分と、社会保険料等の上昇分を加味して各年度ごとに、若干の増額を見込んでいます。  
 ・児童発達支援等収入は、各年度の職員体制・利用者定員・加算等に変更がないものと見込み、同額を計上しています。

- ※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。  
 ※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。  
 ※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

## 収支計画書年度別内訳(令和8年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	485,924	
	診療所収入	60,000	令和5年度予算額
	児童発達支援等収入	127,733	
	その他収入	2,180	
	計	675,837	
支 出	人件費	538,657	
	常勤職員人件費	496,057	令和7年度予算を基に、昇給と法定福利費等の増加分を見込んで算出
	非常勤医師人件費	21,000	令和5年度予算額(横浜市積算額通り)
	非常勤職員人件費	21,600	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	14,076	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	88,218	
	光熱水費、電話代、燃料費	13,996	令和5年度予算額
	建物、設備等保守点検委託費	16,029	令和5年度予算額
	建物、設備等修繕料	11,967	令和5年度予算額
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	35,315	東洋観光(株)、シダックスフードサービス(株)
	その他物品リース料等	10,911	令和5年度予算額
	事務費等	14,189	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	655,140	
	差 引 (剰余金)	20,697	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)  
 ・人件費については、令和7年度を基準として、人事考課制度の運用による昇給の上昇分と、社会保険料等の上昇分を加味して各年度ごとに、若干の増額を見込んでいます。  
 ・児童発達支援等収入は、各年度の職員体制・利用者定員・加算等に変更がないものと見込み、同額を計上しています。

- ※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。  
 ※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。  
 ※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

## 収支計画書年度別内訳(令和9年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	491,023	
	診療所収入	60,000	令和5年度予算額
	児童発達支援等収入	127,733	
	その他収入	2,180	
	計	680,936	
支 出	人件費	543,756	
	常勤職員人件費	501,156	令和8年度予算を基に、昇給と法定福利費等の増加分を見込んで算出
	非常勤医師人件費	21,000	令和5年度予算額(横浜市積算額通り)
	非常勤職員人件費	21,600	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	14,076	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	88,218	
	光熱水費、電話代、燃料費	13,996	令和5年度予算額
	建物、設備等保守点検委託費	16,029	令和5年度予算額
	建物、設備等修繕料	11,967	令和5年度予算額
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	35,315	東洋観光(株)、シダックスフードサービス(株)
	その他物品リース料等	10,911	令和5年度予算額
	事務費等	14,189	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	660,239	
	差 引 (剰余金)	20,697	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ・人件費については、令和8年度を基準として、人事考課制度の運用による昇給の上昇分と、社会保険料等の上昇分を加味して各年度ごとに、若干の増額を見込んでいます。
- ・児童発達支援等収入は、各年度の職員体制・利用者定員・加算等に変更がないものと見込み、同額を計上しています。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

## 収支計画書年度別内訳(令和10年度)

(千円)

		見込額	備 考 (説明)
収 入	市からの指定管理料	496,462	
	診療所収入	60,000	令和5年度予算額
	児童発達支援等収入	127,733	
	その他収入	2,180	
	計	686,375	
支 出	人件費	549,195	
	常勤職員人件費	506,595	令和9年度予算を基に、昇給と法定福利費等の増加分を見込んで算出
	非常勤医師人件費	21,000	令和5年度予算額(横浜市積算額通り)
	非常勤職員人件費	21,600	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	14,076	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	88,218	
	光熱水費、電話代、燃料費	13,996	令和5年度予算額
	建物、設備等保守点検委託費	16,029	令和5年度予算額
	建物、設備等修繕料	11,967	令和5年度予算額
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	35,315	東洋観光(株)、シダックスフードサービス(株)
	その他物品リース料等	10,911	令和5年度予算額
	事務費等	14,189	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	665,678	
差 引 (剰余金)		20,697	

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ・人件費については、令和9年度を基準として、人事考課制度の運用による昇給の上昇分と、社会保険料等の上昇分を加味して各年度ごとに、若干の増額を見込んでいます。
- ・児童発達支援等収入は、各年度の職員体制・利用者定員・加算等に変更がないものと見込み、同額を計上しています。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。